

平成 21 年度行政監査(補助金交付事務の執行について)結果に対する措置状況等

所管部課：市民環境部 生活環境課

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>(3) 補助金額の確定について</p> <p>イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの</p> <p>交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。</p> <p>また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成 20 年度実施行政評価(平成 19 年度実施事業分)事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい</p> <p>【改善・検討事項】経費節減の検討が必要</p>	<p>【環境保全協議会補助金】</p> <p>ご指摘の事項については、これまでの 20%の減額に加えて視察研修等内容の見直しを協議し、平成 26 年度に約 50%の大幅な削減をいたしました。</p> <p>なお、将来クリーンセンターの建て替えや大規模な更新工事を行う場合には、建設時の協定に基づき地元自治会と環境保全にかかる協議を慎重に行う必要があります、その際には補助額の再検討が想定されます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>